

令和 7 年 1 月 7 日（火） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 7 年 1 月 7 日（火曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について
- （６）議案第 6 号 地域計画に対する意見について
- （７）報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（17 名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 河村 清孝 君	4 番 吉田 忠男 君
6 番 鵜飼 秀樹 君	7 番 林 百恵 君	8 番 後藤 信一 君
9 番 尾口 文良 君	10 番 松永 佳己 君	11 番 足立 宜穂 君
12 番 後藤 一夫 君	13 番 亀山 良平 君	14 番 森 種生 君
15 番 池田 政吉 君	16 番 長尾 始 君	17 番 山田 達史 君
18 番 日置 香 君	19 番 田下 喜代 君	

○欠席委員（2 名）

3 番 丹羽 英治 君	5 番 和田 ひとみ 君
-------------	--------------

○委員以外の出席者（6 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君
農林課主幹 渡邊 昌彦 君
農林課課長補佐 加藤 大吾 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、丹羽会長が欠席となりますので、職務代理の山田委員よりご挨拶いただきたいと思います。それでは、山田職務代理よりご挨拶をお願いします。

○職務代理（山田 達史 君）

（ あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

3番 丹羽委員、5番 和田委員の2名です。会長欠席の為、関市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、職務代理の山田委員が議長として、議事を進行していただくことになります。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

6番 林委員、8番 後藤 信一委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといいます。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、関自動車学校から南に400mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1筆 1,151㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続で取得したが、農地の維持管理が困難になったため、譲り渡したいというもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、農業者である父の協力を得て営農を開始したいという内容になっています。

2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は、国道 248 号線倉知西交差点から南に 300 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 3 筆 1,373 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、農業経営者に譲渡したいというもの。

譲受人は、営農規模の拡大を図りたいというものでございます。

3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、下有知保育園から南に 200 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2 筆 1,375 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、息子に譲り渡したいというもの。

譲受人は、母親から農地を譲り受け、営農をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、引き続き稲作を行いたいという内容になっています。

4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、下有知保育園から南に 200 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 403 m²
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 991 m² 2 筆合計 1,394 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、息子に譲り渡したいというもの。

譲受人は、母親から農地を譲り受け、営農をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、田は引き続き稲作を行いたい。畑については果樹を育成したいという内容になっています

5 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 5 ページになります。

申請地は、関市役所西部支所から西に 5 0 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 1 筆 7 5 0 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲り渡したいというもの。

譲受人は、事業を営んでいたが廃業したため、妻と共に営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜の栽培を行いたいという内容になっています。

6 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は、川合公民館から東に 2 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1 筆 3 0 7 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続で取得したが、農地の維持管理が困難なため、譲り渡したいというもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、申請地を譲り受け、耕作を行いたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、稲作を行いたいという内容になっています。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、平区公民館から南西に 5 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1 筆 7 0 9 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地近隣に居住していたが、遠方に転出し耕作が困難になったため、譲り渡したいというもの。

譲受人は、申請地の隣地を所有しており、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、7 件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番と 2 番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○ 8 番（後藤 信一 君）

1 番の案件について、営農計画書を見ますと、農業経験と農業機械に不安がありますが、父親が農地を所有しており、その補助があると思いますし、農地の保全に努めるともあり、その点について、期待しております。

2 番の案件について、現在も耕作をしておりますので、問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番と 4 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○ 9 番（尾口 文良 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

5 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

6 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○ 1 6 番（長尾 始 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

7 番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○ 1 9 番（田下 喜代 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第 1 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 2 番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 3 番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 1 号 4 番は、許可することに決しました。

5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 5 番は、許可することに決しました。

6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 6 番は、許可することに決しました。

7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 7 番は、許可することに決しました。

続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は3ページ、位置図は8ページになります。

申請地は、中池から西に400mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 1筆 320㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・物置・駐車場）でございます。

申請人は、住宅用敷地が不足しているため、拡張したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから東に500mに位置する

登記・現況地目 畑 1筆 469㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟4戸）でございます。

申請人は、申請地を相続で取得したが、耕作が難しくなったため、営農面積を縮小して、共同住宅を建築したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、川合公民館から東に100mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 2筆 352㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（車庫）でございます。

申請人は、申請地を住宅用車庫用地として利用したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、住宅用車庫用地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、川合公民館から東に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 1筆 13㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

申請人は、申請地を住宅用用地として利用したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地ですが、既存施設の1／2以内の拡張であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、4件についてご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、鵜飼委員、ございますか。

○6 番（鵜飼 秀樹 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

2 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13 番（亀山 良平 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番と4 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16 番（長尾 始 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に500mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 1筆 389㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅敷地として利用したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から南に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 田一部雑種地 3筆 5,806㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、工事関係者用駐車場（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、申請地の近隣で建築工事を行っており、工事関係者用の駐車場が必要なため、申請地を工事期間中、駐車場として利用したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、一部、土地区画整理事業用で利用されていますが、その他の場所については農地性ありと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 1筆 42㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、社宅への進入路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に北側にある、社宅の進入路が狭いため、申請地を進入路として拡幅したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、農地転用の許可を受け、進入路として利用されていますが、区画整理事業が完了されていないため、地目変更が出来ず、本申請が必要になるものです。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

議案は5ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、市立田原小学校から北東に700mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 1筆 292㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、自動車修理販売業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の近隣で自動車修理販売業を営んでおり、申請地を事業用の駐車場として利用したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

5 番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、長良川鉄道関口駅から東に400mに位置する

登記・現況地目 田 7筆 1,592㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（2棟18戸）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、住宅需要の見込める申請地に、共同住宅を建築し、家賃収入を得たいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

議案は6ページ、位置図は17ページになります。

申請地は、市立桜ヶ丘小学校から西に300mに位置する

登記・現況地目 田 1筆 829㎡。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連たんしているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（3区画3棟）でございます。

譲渡人は、多忙により、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、需要の見込める申請地を宅地分譲地としたいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

位置図は 18 ページになります。

申請地は、関市役所から南に 300 m に位置する

登記・現況地目 畑 1 筆 166 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、土砂運搬を行う会社を営んでおり、申請地をダンプ車両駐車場として同社に貸したいというものでございます。

12 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は、市立倉知小学校から東に 200 m に位置する

登記・現況地目 畑 1 筆 410 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、産婦人科診療所職員用駐車場でございます。

賃貸人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

賃借人は、申請地の近隣で診療所を運営しており、診療所の駐車場が不足しているため、申請地を職員駐車場として利用したいというものでございます。

12 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

議案は 7 ページ、位置図は 20 ページになります。

申請地は、下有知保育園から南に 200 m に位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 1 筆 18 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、高齢になったため、息子に譲り渡したいというもの。

譲受人は、申請地を自宅用の駐車場として利用したいというものでございます。

12 月 12 日に現地を確認したところ、駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

議案は 7 ページ、位置図は 21 ページになります。

申請地は、関警察署から東に 400 m に位置する

登記地目 田、現況地目 原野 1 筆 1,135 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1 棟 10 戸）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、共同住宅を建築し家賃収入を得たいというものでございます。

12 月 12 日に現地を確認したところ、原野となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

11 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北に 300 m に位置する

登記・現況地目 田 1 筆 308 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、需要の見込める申請地を宅地分譲地としたいというものでございます。

12 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

12 番の案件

位置図は 22 ページになります。

申請地は、船山集会場から南東に 400 m に位置する

登記・現況地目 畑 85 m²

登記地目 田、現況地目 畑 376 m² 2 筆合計 461 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、キャンプ場でございます。

譲渡人は、財産処分をしたいというもの。

譲受人は、申請地を自己用のキャンプ場として利用したいというものでございます。

12 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。事業計画変更 1 番と同時申請になります。

13番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は、川合公民館から東に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 1筆 6.61㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を自己用住宅敷地として利用したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、既存施設の1/2以内の拡張であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、寺尾公民館から北に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 1筆 22㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（倉庫・車庫）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地の住宅を購入し、移住する予定であり、申請地を車庫用敷地として利用したいというものでございます。

12月12日に現地を確認したところ、車庫用敷地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、既存施設の1/2以内の拡張であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、14件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番から3番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

4 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2 番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

5 番と 6 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4 番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

7 番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、特に意見は無いということ
を伺っております。

8 番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8 番（後藤 信一 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

9 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9 番（尾口 文良 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

10 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10 番（松永 佳己 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

11 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

1 2 番と 1 3 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○ 1 6 番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

1 4 番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○ 1 9 番（田下 喜代 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第 3 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は 9 ページ、位置図は 2 6 ページになります。

申請地は、船山集会場から南東に 4 0 0 m に位置する

現況地目 畑 2 筆 4 6 1 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

当初事業計画者は申請地に一般個人住宅を建築する計画であったが、事業を完了することが出来ず、継承者がキャンプ場用敷地として利用したいというものです。

5 条 1 2 番と同時申請になります。

以上、1 件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(なし)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第４号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第４号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、農用地利用集積計画に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により、下記の農用地利用集積計画の承認を求めるというものです。

議案は、１０ページから１４ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、

新規が７７筆 ９４，４８３㎡。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社 他でございます。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(なし)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

続いて、議案第６号 地区計画に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定によりまして、農業委員会に意見を聴くものでございます。

農業委員の皆様におかれましては、各地区の「推進協議会」「協議の場」にご参加いただきまして、ありがとうございました。10月1日にすべての地区で終えることができました。

地域計画につきましては、当初、人・農地プランでの13地区から、3つの地域として集約する予定でしたが、旧関市内では、担い手に農地の集約が進んでいる地区、担い手が少ない地区など、それぞれの地区での課題が大きく異なることが、協議の場を開催して、改めて、見えてきましたので、本日ご意見をいただく計画案では、地区を集約せず、分けて策定しています。一方、旧町村では、人口減少が進んでいることから、洞戸と板取、武儀と上之保をそれぞれ1つの地域として計画案を策定しています。

地域計画で地域を細かく分けたから、逆に集約したから、といって影響はないと考えていますが、地域事情を反映したことがわかりやすくなるよう、また、目標地図で担い手を色分けして塗る必要のあることから、色分けがよりわかりやすくなるよう、分けて計画案を策定しています。

目標地図の区域につきましては、国、県からの回答によりまして、農業振興地域の農用地区域、いわゆる農振農用地を区域としています。

目標地図の区域内で、赤や青などの色が塗ってある土地については、現況の耕作状況になりますが、令和6年度の営農計画書で記載され、耕作者の同意をいただいた土地になります。今回の地域計画の策定に間に合えば、令和7年度分を反映していきたいと思います。

農振農用地の区域外で色がついている土地については、主に畜産をしている認定農業者が農業施設用地として利用され、同意をいただいた土地になります。

それでは、担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

議案の別冊となっています、地域計画案、地域計画目標地図案に沿って、ご説明させていただきます。

初めに、1番から4番までの地区について、ご説明させていただきます。

地域計画案の1から3ページ、地域計画目標地図1から2ページをご覧ください。

参考様式第5－2号 策定年月日 令和7年4月1日 目標年度 令和12年度

市町村名 関市 市町村コード 212059

地域名 安桜・旭ヶ丘地域 地域内農業集落名 本郷、洞、黒屋、稲口

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 179.32ha

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 179.32ha

② 田の面積 176.91ha

③ 畑の面積 2.41ha

④ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計

24.6ha

(2) 地域農業の現状及び課題

今後、農業を担う者が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

農地の質が悪い場所があるため、耕作がしにくい。

施設整備費に経費が掛かり大変であり、リスクをかけて事業を拡大することができない。

(3) 地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを地域や個人が支援することにより、農業を担う者が農地の集積・集約化しやすいように地域として取り組んでいく。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 81% 将来の目標とする集積率 94%

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

地域の農業を担う者や農業関係者などが地域の農地に関する協議を行い、目標地図を見直すことで農用地の集団化・集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が、2の目標を達成するため、とるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業を担う者を中心として進めていくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、受け手出し手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

（３）基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

（４）多様な経営体の確保・育成の取組

現在の耕作者が離農するまでには、後継者の育成に努める。

任意記載事項について、

③スマート農業 ⑧農業用施設 ⑩その他 にチェックされております。

選択した上記の取組内容について、

農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

田んぼダムの取組を進める。

４ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

１４経営体が農業を担う者として、位置づけをしております。

現状経営面積 １２３．８ｈａ 作業受託面積 １７．５ｈａ

１０年後経営面積 １４８．３ｈａ 作業受託面積 １７．６ｈａ

今後、公告・縦覧後ＨＰへ掲載するときには、右側のアルファベット表記になります。

６ 目標地図は、別紙１から２ページとなり、右側に農業を担う者を表記しております。

地域計画案の４から６ページ、地域計画目標地図の３ページをご覧ください。

地域名 鮎之瀬地域 地域内農業集落名 小瀬、池尻、広見

１ 地域における農業の将来の在り方

（１）地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 １３５．５６ｈａ

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 １３５．５６ｈａ

② 田の面積 １２７．２９ｈａ

③ 畑の面積 ８．２７ｈａ

④ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計

５３．４ｈａ

（２）地域農業の現状及び課題

今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、７０才以上で後継者未定の農業

者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

水路が狭い。

（３）地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう、地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

２ 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（２）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 ４８％ 将来の目標とする集積率 ８７％

３ 農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置

（１）農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業を担う者が担い、集落ごとに営農組織の設立を目指すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

（２）農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、受け手出し手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。”

（３）基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、池尻地域において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

任意記載事項

① 鳥獣被害防止対策 ③スマート農業 ⑦保全・管理等 ⑧農業用施設 にチェックされております。

選択した上記の取組内容

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。（池尻・広見地区）

池尻の変電所周辺の農地は、水を含みすぎる土壌であり、耕作できるような土地になっていないため、保全管理をしていく。

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。”

４ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

1 2 経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 53.15ha 作業受託面積 11.9ha

10年後経営面積 106.6ha 作業受託面積 11.9ha

6 目標地図は別添のとおりとなります。

地域計画案の7から9ページ、地域計画目標地図の4ページをご覧ください。

地域名 倉知地域 地域内農業集落名 山崎、庄中、赤尾

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 30.27ha

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 30.27ha

② 田の面積 30.27ha

③ 畑の面積 0ha

④ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計4.89ha

(2) 地域農業の現状及び課題

今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

小規模開発などにより、農地でなくなる場所が年々増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方

農業を継続するための農業振興地域や農業を担う者も少ないため、地域の事情を共有しながら、農地保全活動及び農地の集約化に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 54% 将来の目標とする集積率 70%

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業を担う者が中心となり、これらの担い手の強化を図るとともに、営農組織の設立を目指す。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、受け手・出し手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機

能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

（３）基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、倉知地区の農振農用地において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

（４）多様な経営体の確保・育成の取組

担い手が少ないため、将来的に他地域で活動している農業者に倉知地区での営農を進める。

任意記載事項

② スマート農業 ⑧農業用施設 にチェックされております。

選択した上記の取組内容

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

４ 地域内の農業を担う者一覧

５経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 １５．８１ｈａ 作業受託面積 ０．５ ｈａ

１０年後経営面積 １７．８１ｈａ 作業受託面積 ３．３９ｈａ

６ 目標地図は別添のとおりとなります。

地域計画案の１０から１２ページ、地域計画目標地図の５ページをご覧ください。

地域名 富岡地域 地域内農業集落名 肥田瀬

１ 地域における農業の将来の在り方

（１）地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 ５８．９３ｈａ

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 ５８．９３ｈａ

② 田の面積 ５５ｈａ

③ 畑の面積 ３．９３ｈａ

④ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計

１２．１３ｈａ

（２）地域農業の現状及び課題

今後、農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、７０才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

また、農業用機械の保有率が高いが、後継者不足であるため、将来的に営農組織の立ち上げに期待する農業者が多い。

（３）地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

水稻、里芋、大豆、小麦を耕作していく。

２ 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（２）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 ６９％ 将来の目標とする集積率 ９０％

３ 農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置

（１）農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業を担う者である農業者が担い、営農組織の設立を目指すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

（２）農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、受け手出し手にかかわらず農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

（３）基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

東山西田原線東側の水路の修繕をする。

（４）多様な経営体の確保・育成の取組

地域農業を支える多様な経営体として、新しく営農組織を立ち上げる。

農業の関係機関と連携する。

任意記載事項

③ スマート農業 ⑧ 農業用施設 にチェックがされております。

選択した上記の取組内容

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

４ 地域内の農業を担う者一覧

１０経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 ２４．９５ｈａ 作業受託面積 １５．７７ｈａ

１０年後経営面積 ３４．９５ｈａ 作業受託面積 １７．９ ｈ ａ

6 目標地図は別添のとおりとなります。

1 から 4 番について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。後藤 一夫委員、どうぞ。

○1 2 番（後藤 一夫 君）

全地区でそうですが、まだ色塗りがされていない箇所が多いですが、そこで耕作されている方には、地域計画の話はされているのですか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

全員に話はできていないのですが、地域計画は今回作成して終わりというわけではなく、毎年見直しをしていくということもありますので、今後も継続して、広く周知をしていこうと考えております。

○1 2 番（後藤 一夫 君）

アンケートが来ましたが、どの範囲まで出されたのですか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

人・農地プランに記載のある方や、大規模に耕作をされている方を対象にアンケートを取らせていただきました。

地図に名前の記載のある方は、記載の同意を得られた方を掲載しており、同意を得られなかった方は記載しておりません。また、今後、担い手として耕作をしてもらえる方がいれば、追加で記載をしていこうと考えております。

○1 2 番（後藤 一夫 君）

5 ページの内容ですが、池尻の変電所周辺となっておりますが、これは広見のことです。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

ありがとうございます。訂正します。

○議長（山田 達史 君）

他にはよろしいでしょうか。足立委員、どうぞ。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

今回、案として提案をいただいておりますが、委員会として、案を承認したということになるのでしょうか。

○議長（山田 達史 君）

この後の採決で、異議がなければ、委員会としては、意見なしとして回答することとなります。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

地域の方の十分なアンケートや会合により、意見を集約して、案を作成したわけですが、地域の方の承認でなく、農業委員が承認したということになるのでしょうか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

この地域計画を策定するにあたって、協議の場などで、1 1 地区の会場で皆さんの意見を伺うために、会議を開いております。それを元にしまして、この案を作成したという状況です。

全員から意見を伺うことは難しいので、農業に携わる方を中心に、意見をお伺いして、地域計画を作成しております。まずは作成することが第一で、作るだけではなく、今後も修正をしていくことは可能ですので、今後も見直しをしていけたらと考えております。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

わずかな数の出席者しかおらず、その結果から出てきた案を、農業委員が賛成し、計画が動いていくということが心配で、少なくとももう一度、案について、認めるかどうかの会議を開き、参加者の過半数で賛成でしたとなれば、実行性もあり、理解も得られます。今の状況で、この案について、私たちが代表として、これでよいかと聞かれますと、自信が持てませんが、皆さん、どうでしょうか。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

地域計画については、令和 7 年 3 月までに作成する必要がある、補助金をもらう上での条件となってきます。今回、農業委員会に諮り、意見をいただくということですが、農業経営基盤強化促進法の中で、市町村は、地域計画を定め、変更する場合は、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他関係者の意見を聞かなければならないと定められておりますので、今回、意見をお聞きしているということです。それに先立ち、協議の場を開き、地域の方の意見をお聞きしたという形をとっております。今回作成し、このままずっと行くというわけではありません。絶えず中身の変更をしていくことになります。本来であれば、地域の皆さんにお伺いすべきなのですが、現実的には難しいの

で、このような形で進めさせていただいております。今後、地域の方からご意見等があれば、協議の場で諮っていきたいと考えております。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

地域の方に意見があった場合は、どこに申し出ればよいですか。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

市のほうに言ってもらえれば、協議の場を設けさせていただきます。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

農業者個人の方に、意見があれば言ってくださいというような連絡は行くのでしょうか。地域として意見を言う場がないのに、どう意見を集約していくのでしょうか。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

各地区において、推進協議会と協議の場を開催させていただいております。意見があれば、そのような場を通してでも結構ですし、市に直接おっしゃってもらっても良いです。もし、意見があるということでしたら、協議の場を設けさせていただきます。地域計画を策定しますと、農振の除外にも関わってきまして、除外の要件として、地域計画に支障がないことというものがあり、除外の申請があれば、地域計画の変更の必要があり、協議の場を開催することとなります。

○議長（山田 達史 君）

農業委員会での採決後の公表等について、予定が示されていないようですが、説明をお願いします。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

この場で審議をいただいた後に、案の公告をします。縦覧を含めて2週間行いまして、4月1日に策定していく流れとなっております。

○議長（山田 達史 君）

事務局からも説明がありましたが、計画については公告・縦覧され、意見等があれば、それぞれ対応されていくということです。
そのほか、質疑はありますでしょうか。

（ なし ）

1 番から 4 番について、番号ごとに採決します。

議案第 6 号 1 番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 6 号 1 番は、原案のとおりは「異議無し」と回答することに決しました。

議案第 6 号 2 番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 6 号 2 番は、原案のとおりは「異議無し」と回答することに決しました。

議案第 6 号 3 番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 6 号 3 番は、原案のとおりは「異議無し」と回答することに決しました。

議案第 6 号 4 番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 6 号 4 番は、原案のとおりは「異議無し」と回答することに決しました。

続きまして、5 番から 8 番について、事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

地域計画案の 13 から 15 ページ、地域計画目標地図の 6、7 ページをご覧ください。

地域名 金竜地域

地域内農業集落名 千疋、植野、小屋名、上白金、下白金、山田、戸田、保明、側島

1 地域における農業の将来の在り方

（1）地域計画の区域の状況 区域内の農用地等面積 266.43ha

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 264.51ha

② 田の面積 250.51ha

③ 畑の面積 14ha

④ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計

1 8 2 h a

(2) 地域農業の現状及び課題

農地中間管理機構を通した農地の貸し借りが増えている地区がある一方、担い手不足や農地中間管理機構を通した農地の貸し借りができていない地区もある。

(3) 地域における農業の将来の在り方

農業の後継者はあまり多くないが、関市内の他地域と比較すると農業法人が多いため、農地中間管理機構を通して農地の保全に努めることができる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 74% 将来の目標とする集積率 100%

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組

白金地区（上白金、下白金）において、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域に即した法人の認定農業者などが農業を経営しており、今後も担い手として農業経営を継続していく。

任意記載事項

④ スマート農業 ⑤果樹等 ⑧農業用施設 にチェックがされております。

選択した上記の取組内容

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

特産品であるゆずの園芸作物の生産拡大に取り組む。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧

8経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 178.10ha 作業受託面積 17.7ha

10年後経営面積 359.80ha 作業受託面積 18ha

6 目標地図は別添のとおりとなります。

地域計画案の16から18ページ、地域計画目標地図の8、9ページをご覧ください。

地域名 田原地域 地域内農業集落名 西田原、小迫間、上迫間、下迫間、大杉、東田原

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況 273.10ha

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 272.50ha

② 田の面積 192.69ha

③ 畑の面積 79.81ha

④ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計

97.7ha

(2) 地域農業の現状及び課題

今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

空いている農地があれば活用できるようにしていきたい。

水の供給量が少ないため、農業者周辺で耕作時期をずらして調整している。

水路が狭いためオーバーフローするところがある。

(3) 地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう、地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 24% 将来の目標とする集積率 60%

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業を担う者が担い、集落ごとに営農組織の設立を目指すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、受け手・出し手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、田原地域において農地の大区画化・

汎用化等の基盤整備に取り組む。
水路の幅が狭いため拡張していく。”

任意記載事項

①鳥獣被害防止対策、③スマート農業、⑤果樹等、⑧農業用施設 にチェックがされております。

選択した上記の取組内容

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

バナナなどの園芸作物の生産拡大に取り組む。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧

19 経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 58.53ha 作業受託面積 10.65ha

10年後経営面積 157.9ha 作業受託面積 8.98ha

6 目標地図は（別添のとおり）となります。

地域計画案の19から21ページ、地域計画目標地図の10ページをご覧ください。

地域名 下有知地域 地域内農業集落名 重竹、中組、上切、今宮、東志摩

1 地域における農業の将来の在り方

（1）地域計画の区域の状況 区域内の農用地等面積 203.82ha

①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 203.75ha

②田の面積 189.50ha

③畑の面積 14.25ha

⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計59.6ha

（2）地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（3）地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 86% 将来の目標とする集積率 100%

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農地を担う者が担うほか、営農組織の設立、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、受け手出し手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

市道幹1-34号線西側の水路に暗渠を入れる。

任意記載事項

③スマート農業 ⑧農業用施設 ⑩その他にチェックがされております。

選択した上記の取組内容

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

田んぼダムの取組を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧

14経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 166.3ha 作業受託面積 9.6ha

10年後経営面積 224.4ha 作業受託面積 11.1ha

6 目標地図は別添のとおりとなります。

地域計画案の22から24ページ、地域計画目標地図の11から13ページをご覧ください。

地域名 富野地域

地域内農業集落名 西神野、八神下、八神上、上大野、下志津野、長坂、洞、小野下、寺

前、白木野

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 180.13ha

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 180.13ha

② 田の面積 172.69ha

③ 畑の面積 7.44ha

④ 地区内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 12ha

⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計
－3.8ha

(2) 地域農業の現状及び課題

今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、後継者不足でもあり、新たな農地の受け手の確保が必要。

草が生えているところが多く、草刈りがされていない場所がある。

農業をしても鳥獣により農地を荒らされる。

川の水がとれない場所がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業を引き継ぐことや新たな担い手を確保できるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 48% 将来の目標とする集積率 48%

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業の担い手で担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

志津野、新田、本郷、上大野を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業の担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、富野地区において、農地の大区画化・

汎用化等の基盤整備に取り組む。

任意記載事項

①鳥獣被害防止対策 ③スマート農業 ⑧農業用施設 ⑩その他 にチェックがされております。

選択した上記の取組内容

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

田んぼダムの取組を進める。”

4 地域内の農業を担う者一覧

15 経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 110.8ha 作業受託面積 12.9ha

10年後経営面積 107.3ha 作業受託面積 12.6ha”

6 目標地図は別添のとおりとなります。

5番から8番について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑も無いようですので、これより番号ごとに採決します。

議案第6号5番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号5番は、原案のとおり「異議無し」と回答することに決しました。

議案第6号6番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号6番は、原案のとおり「異議無し」と回答することに決しました。

議案第6号7番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号7番は、原案のとおり「異議無し」と回答することに決しました。

議案第6号8番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号8番は、原案のとおり「異議無し」と回答することに決しました。

続きまして、9番から11番について、事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

地域計画案の25から27ページ、地域計画目標地図の14から22ページをご覧ください。

地域名 洞戸・板取地域

地域内農業集落名 洞戸（市場、通元寺、片、下菅谷、上菅谷、小坂、大野、黒谷、栗原、
飛瀬、尾倉、高賀、阿部、高見）

板取（九蔵、松場）

1 地域における農業の将来の在り方

（1）地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 137.81ha

①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 137.73ha

②田の面積 63.2ha

③畑の面積 74.53ha

⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 0ha

（2）地域農業の現状及び課題

今後、農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

（3）地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう、地域

の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いキウイフルーツ、ブルーベリーなどの園芸作物の生産に取り組む。

大豆の生産及びその加工品である洞戸みその生産に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 17% 将来の目標とする集積率 17%

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

自作できなくなった農地は、ほらど未来ファームなど農業を担う者への農用地の集積、集約化を図る。

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、受け手出し手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

散水設備等を整備することで、特産品であるキウイの品質向上・生産拡大を図る。

老朽化した水路の補修を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

ほらど未来ファームなどに農作業委託を活用することで、遊休農地の発生防止を図る。

任意記載事項

①鳥獣被害防止対策 ③スマート農業 ⑤果樹等 ⑧農業用施設 にチェックがされております。

選択した上記の取組内容

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制構築等に取り組む。

特産品であるキウイ、ブルーベリーなどの園芸作物の生産拡大に取り組む。

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。 ”

4 地域内の農業を担う者一覧

6 経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 23.23ha 作業受託面積 0.35ha

10年後経営面積 23.38ha 作業受託面積 0.2ha

6 目標地図は別添のとおりとなります。

地域計画案の28から30ページ、地域計画目標地図の23、24ページをご覧ください。

地域名 武芸川地域

地域内農業集落名 谷口、宇多院、平、小知野、八幡、高野、跡部

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 187.24ha

①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 187.16ha

②田の面積 171.88ha

③畑の面積 15.28ha

⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 19ha

(2) 地域農業の現状及び課題

今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

猪、鹿、猿などの鳥獣害により農地を荒らされる。

用水の水を引くのが困難な場所がある。

排水のオーバーフローする場所がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

米、麦等の土地利用型作物以外に、特産加工に向けた黒大豆、菌床椎茸の生産に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 72% 将来の目標とする集積率 82%

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業を担う者が担い、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

（３）基盤整備事業への取組

用水路の拡幅、排水路の改修をする。

任意記載事項

①鳥獣被害防止対策 ③スマート農業 ⑧農業用施設 にチェックがされております。

選択した上記の取組内容

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制構築等に取り組む。

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

４ 地域内の農業を担う者一覧

４ 経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 １２８．２ｈａ 作業受託面積 ７．１ｈａ

１０年後経営面積 １４８．２ｈａ 作業受託面積 ６．１ｈａ

６ 目標地図は別添のとおりとなります。

地域計画案の３１から３３ページ、地域計画目標地図の２５から３５ページをご覧ください。

地域名 武儀・上之保地域

地域内農業集落名 武儀（雁曾礼、武儀倉、大洞町、水成、祖父川、栗野、上野）

上之保（山本、先谷、名倉）

１ 地域における農業の将来の在り方

（１） 地域計画の区域の状況 区域内の農用地等面積 ２６９．６５ｈａ

① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 ２６９．６３ｈａ

② 田の面積 １９２．２２ｈａ

③ 畑の面積 ７７．４１ｈａ

④ 地区内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 ９ｈａ

⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 ー８ｈａ

（２） 地域農業の現状及び課題

今後、農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、農業者の高齢化が進んでおり新たな農地の受け手の確保が必要。

鳥獣害対策の柵が古くなり修理が必要。

川の改修工事に伴い水がとれない。（多良木地区）

耕作放棄地の増加。

（３）地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

２ 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（２）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 26% 将来の目標とする集積率 26%

３ 農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置

（１）農用地の集積、集団化の取組

農地利用は、農業を担う者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

（２）農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

（３）基盤整備事業への取組

武儀地域では農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

任意記載事項

⑥ 以外全部チェックがされております。

選択した上記の取組内容

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

水稻の減農薬などに積極的に取り組む。

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。

特産品であるゆず、パッションフルーツなどの園芸作物の生産拡大に取り組む。

耕作が困難な農地については、多面的支払交付金の活動により保全・管理等を行う。

農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。

飼料作物（W C S）を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、水稻栽培農家に供給する。

田んぼダムの取組を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧

10 経営体が農業を担う者として位置づけをしております。

現状経営面積 44.05ha 作業受託面積 25ha

10年後経営面積 41.05ha 作業受託面積 20ha

6 目標地図は別添のとおりとなります。

9から11番について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○19番（田下 喜代 君）

話し合いの場では、まだまだ営農していくつもりでしたが、年もあり、遠い場所はやめたほうがいいのでは、と身内からも言われまして、受託面積について、6町歩ぐらいをむげがわ農産さんにやってもらえないかとお願いしたところ、承諾をもらえたので、この受託面積について、直してもらえないでしょうか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

分かりました。訂正します。

○議長（山田 達史 君）

そのほかに質疑はありますか。

質疑も無いようですので、これより番号ごとに採決します。

議案第6号9番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号9番は、原案のとおり「異議無し」と回答することに決しました。

議案第6号10番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号10番は、原案のとおり「異議無し」と回答することに決しました。

議案第6号11番について、「異議無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号11番は、原案のとおり「異議無し」と回答することに決しました。

続いて、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の通知について、受理したことをここに報告致します。

議案は、16ページから18ページになります。

届出地は、小屋名、武芸川地区の合計 10筆 12, 287㎡です。

以上です。

○議長（山田 達史 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございました。

その他について、関農業振興地域整備計画の変更の手続き状況について、説明いたします。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

現在の状況について、ご説明いたします。計画変更について、不服審査申し出が出ておりましたが、12月25日に県から裁決がありました。その後、県の同意をもらうのですが、そちらもいただきまして、現在、計画変更の公告の準備をしておりますので、近日中に計画変更ができると考えております。令和4年度分が確定し、除外ができることとなります。次は、令和5年度分について、手続きを進めていきます。まずは、県の事前相談が30日ほど、計画変更の

公告・縦覧が３０日ほど、異議申し出期間が１５日、県の同意に１０日ほどという流れで、今年度中、３月末までには令和５年度分について、除外のための計画変更ができるのではと見込んでおります。その後、令和６年度分について、手続きを進めて、夏ごろまでには計画変更ができるのではと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

只今説明しましたとおり、令和４年度分の確定の公告の準備を進めております。２月総会に、令和４年度分の転用の申請が上がってくると思いますので、担当地区の方は、現場確認をお願いいたします。

次回の農業委員会総会は、令和６年２月７日（金）午前９時３０分より関市役所 ６階 大会議室を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前１１時３０分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

6 番

⑩

8 番

⑩